

令和6年1月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第7回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和6年1月15日(月) 午前10時36分
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員
1番 山重 義則 君 2番 岡本 幸子 君
4番 大崎 正男 君 5番 菅岡 利夫 君
6番 勝本 澄人 君 7番 鈴木 喜義 君
8番 寺西 久美子 君 9番 中元 茂雄 君
10番 原田 淳一 君 11番 亀山 真由美 君
12番 齋藤 貴之 君 13番 宮本 三雄 君
- 4 欠席委員 3番 下土井 進 君
- 5 説明のため出席した者
事務局長 後 昌之 君
事務局次長 中原 賢 君
- 6 記事ならびに議事録調整者
職員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

- 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第7回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中下土井委員が欠席で、12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員を指名いたします。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において大崎委員、菅岡委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第31号を上程します。
事務局の議案の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
（3条-1）

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積707㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、●●を経営しており、営利を目的としない社会福祉法人が、園児が栽培・収穫体験を通じて五感や観察力等を育む教育実証農場として、北側を果樹園、南側を畑として耕作するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東に約500mの距離にある、●●付近の農地です。

本件につきましては、法第3条第2項の例外に該当し、農地所有適格法人以外でも農地の取得が認められる場合であり、審査基準の適合についても、全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は除外されます。別紙の現地調査票のとおり、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、許可要件を満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番 地目 田 面積783㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、●●に居住しており耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。
受人は、申請地は所有農地の近くにあり、耕作管理が便利のため、畑としてブルーベリーを栽培するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北西に約1.8kmの距離にある、●●沿いの農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。
申請地は、●●●番 地目 田 面積119㎡ 外12筆 合計田 10,257㎡ 畑 588㎡です。
利用状況は耕作又は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、●●に居住しており耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。
受人は、●●から田畑の通作を行いますが、申請地に隣接した住宅も農機具の保管場所として一緒に購入するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南東に約1.6kmの距離にある、●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきまして、菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番でございます。昨年の12月27日に関係委員さん、事務局とともに現地の調査をいたしました。●●につきましては、従来から実習農園を実施されておりますけれども、場所が●●周辺ということで、保育園から離れている関係でバスの手配等いろいろ苦勞をされていた状況でございます。この度、保育園に近接した申請地に実習農場を実施するというので、今まで以上に保育士の方の管理も行

き届くということと、現地は休耕状態でございますので、これが管理されるということになりますと、周辺環境も良くなるということで、特に問題はないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

局長 後君

補足してご説明させていただきます。

事務局の方から説明させていただきました全部利用効率用件でございますが、こちらの方は農地法第3条第2項第1号については該当にならないということでございますけれども、取得後につきましては、取得した農地については全部効率利用していただくということは変わりませんので補足してご説明いたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、何か質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に整理番号2番につきましては、勝本委員、お願いします。

6番 勝本君

整理番号2番でございますが、12月27日に関係委員と事務局で現地確認を行っております。休耕となっておりますが、ちゃんと草刈りもしてございまして、何ら問題はないというふうに思います。ここにつきましては、将来果樹を作付けをして出荷をされるという計画になっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に整理番号3番につきまして、山重委員。

1番 山重君

整理番号3番については、●●でございますが、●●が借り受けておりましたが、受人の●●という方が受けられるということでございます。この方は●●出身でございまして、旦那さんは●●でございますが、実家は牧場経営を行っていたということで農業の方もできるのではないかと考えております。12月27日に委員で現地確認しましたので、問題ないということでございましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号3番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番から3番の議案第31号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第31号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第32号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

（5条-1）

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番 地目 田 面積669㎡です。

利用状況は休耕で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、●●を経営しており、現在の駐車場が園舎より離れた場所にあり、駐車台数も少なく不便なため、園舎の道路向かい側の申請地を譲り受け、保育園職員、来客、保護者用の駐車場として利便性を図るものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東に約500mの距離にある、●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、都市計画法の規定による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。立地基準、一般基準について審査した結果適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、菅岡委員。

5番 菅岡君 整理番号1番でございます。これにつきましても、12月27日に現地調査を行っております。申請地につきましては、先ほどの3条の整理番号1番の西側に隣接した農地でございます。事務局の説明があったとおり、駐車場が離れており、手狭ということで、今回、保育園に隣接した申請地を取得して駐車場にしたいということでございます。雨水等につきましては、道路側溝に流すということと、周辺に農地が

ございませんので周辺に及ぼす影響はないと考えております。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、整理番号1番の議案第32号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第32号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。
(閉会 午前10時55分)